JAあいち海部ポイント制度　会員規約

目　的

本規約は、ＪＡあいち海部ポイント制度会員（以下「会員」という。）とあいち海部農業協同組合（以下「当組合」という。）との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、ＪＡあいち海部ポイント制度（以下「ポイント制度」という。）に関する取扱いを定めたものです。

第1条　会員資格

当組合の各事業をご利用の個人の方で、本規約を承認の上、当組合に対しポイント制度の入会申込書を提出頂ければどなたでも会員になることができます。

なお、組合員以外の法人その他の組織・団体は会員になることができません。

第2条　ポイントカード（以下「カード」という。）の発行と取扱

①カードの発行

カードは、会員証として、本人に１枚限り発行します。

万一会員お一人につき２枚あることが判明した場合、当組合はその２枚のうち任意の１枚を解約できるものとします。

②カードの使用等の制限

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

③発行手数料・年会費

入会時のカード発行手数料及び年会費は無料です。

第3条　ポイントの付与と残高確認

①ポイント付与方法

ポイントの付与は店頭付与と後方付与があります。

店頭付与は、取引時に当組合の店舗等でポイントを付与するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。

後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントを付与するもので、会員自ら当組合の店舗等でカードにポイントを記録することで使用可能となります。

②ポイント付与基準

付与されるポイントの内容及び取扱いは、当組合所定のＪＡあいち海部ポイント制度の「ポイント基準表」のとおりです。

ただし、この「ポイント基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページや店頭掲示等により告知します。

また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとします。

③カード不携帯時の店頭ポイントの扱い

店頭ポイント付与の条件下において、カード不携帯時の特例として、精算前に会員からの申し出があった場合に限り、付与します。

④ポイント残高の確認

ポイント残高は、精算時のレシートや、カードの利用が可能な店舗のポイント記録端末で照会頂けますが、一部店舗及び事業所では、ポイント残高がレシートに表示されない場合があります。

第4条　ポイントの使い方等

①ポイントの使用

会員が獲得したポイントは、当組合所定の方法により使用することができます。ただし、使用方法は、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページや店頭掲示等により告知します。

②カード提示

ポイントを使用する際、会員本人がカードを提示するものとします。

③現金との引換

如何なる場合もポイントを現金に引換ることはできません。

④返品・取消時の処理

会員が購入した商品及びサービスを、会員の都合により返品・取消しする場合は、返品時等にカードを提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当数は加算、付与したポイント相当数は減算します。

⑤ポイント残高がマイナスの場合の扱い

第４項により、ポイント相当数が減算され、ポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて精算させて頂くことがあります。

⑥ポイント制度の一時停止

コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が利用できなくなる場合があります。

第5条　ポイントの譲渡等

会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。

第6条　ポイントカードの利用停止

最初にカードを発行してから未使用の場合、または、会員が最後にカードを用いてポイントを付与・使用した日から２年間、カードを使用しなかった場合、ポイントカードの利用を停止します。

第7条　カードの紛失・盗難等

①紛失時の届出、再発行

カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員は、ただちに当組合へ通知するとともに、喪失届を提出するものとします。当組合は、会員の再発行依頼書の申請をもとにカードを再発行しますが、この際、カードの再発行手数料として、現金 800 円または 800 ポイントの負担を頂きます。

ただし、ポイントで負担頂く場合には、一括で全額をご負担頂ける方のみとさせて頂きます。

また、カードの再発行により、以前に発行されたカードは無効になります。なお、会員が紛失カードを再発行後、発見した場合には、速やかに発見したカードを当組合に提出するものとします。

②再発行時の本人確認とポイントの移行

カードの再発行に際し、会員は、本人と確認できるものを持参することとします。旧カードと新たなカードの会員が同一会員である事が認められた場合に限り、ポイントの移行を行うことができます。

③不正な利用等

次のいずれかに該当するときは、当組合はカードの利用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上でカードを返却頂くものとします。

(イ)不正な方法によりカードを取得し使用した場合

(ロ)カードが改竄、偽造または変造されたものである場合

(ハ)その他、本カードが不正に利用された場合

④免責事項

カードの紛失・盗難・その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合、また、カードを用いて事業利用をした場合、当組合は一切の責任を負いません。

第8条　サービスの停止

会員が当組合に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合、当組合はいつでも会員に通知することなく本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。

第9条　会員資格の喪失とポイントの失効

会員は、次の各号のいずれかひとつに該当した場合、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。なお、会員資格を喪失したとき、ポイント残高はすべて失効するものとします。

①第６条に示した場合で、利用停止になってから１年を経過する日を迎える月末。

②本規約に違反したとき。

③会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があったとき。

④会員が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。

⑤会員が組合の事業･施設の利用に当たり､暴力団等反社会的勢力を同伴し、または暴力団等反社会勢力を紹介によって入会させたとき。

⑥会員が死亡したとき、又は会員が実在しないことが判明したとき。

⑦その他、組合が必要と判断した場合には、会員資格を喪失及びポイントを失効する場合があります。

第 10 条　届出事項の変更

会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届出るものとします。

なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第 11 条　個人情報の収集･保有･利用

①会員の同意

会員は加入にあたり、以下の第２項から第５項について同意するものとします。

②情報範囲

当組合は、当組合が以下の情報を保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

(イ)会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先に関する情報

(ロ)利用商品やサービスの種類、契約日、取引金額、期日等の利用・取引に関する情報

③利用目的

当組合は、第２項の情報を以下の目的で利用します。

(イ)当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発

(ロ)当組合が取り扱う経済、信用、共済等の各事業、及び付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発。

④法令等に基づく情報提供

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続又は、監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

⑤個人情報の委託

当組合は､本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第 12 条　退会

会員は、当組合へ退会を申出るとともに、カードを返却することで随時退会できるものとします。退会により、会員資格を喪失し、ポイント残高は消滅するものとします。

第 13 条　規約の変更

①規約の変更

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合のホームページへ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

②ポイント制度の運用の中断・終了

ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

③規約変更等による免責

第１項又は第２項により、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当組合は一切の責任を負いません。

（令和２年８月１日改定）